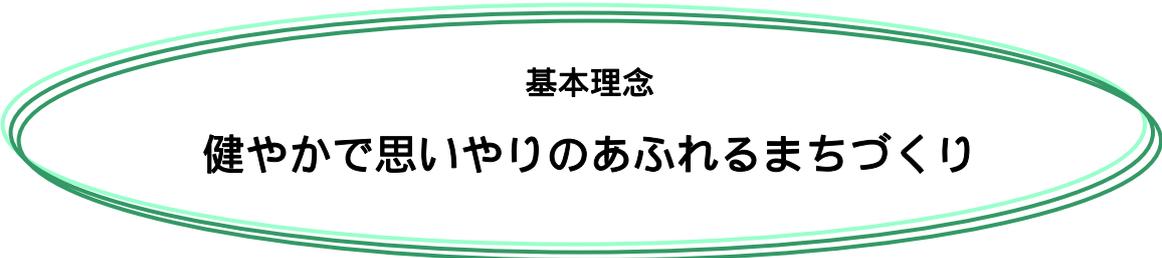


第3章 計画の理念と目標

1. 基本理念と基本目標

地域福祉は、市民相互の助け合いが重要となってきています。そのため、基本理念と基本目標を掲げ、その実現に向けた地域福祉を推進していくための基本的な考え方を定めます。



基本目標

- 1 地域を支える人づくり
.....
高齢者や障がい者、子育て中の家族などが地域で安心した生活を送ることができるよう、全ての市民がお互いを尊重し思いやり、共に暮らせる地域社会を目指します。

- 2 地域での暮らしを支えるまちづくり
.....
地域における生活課題やニーズに適切な対応が行えるよう、多様なネットワークを構築し、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

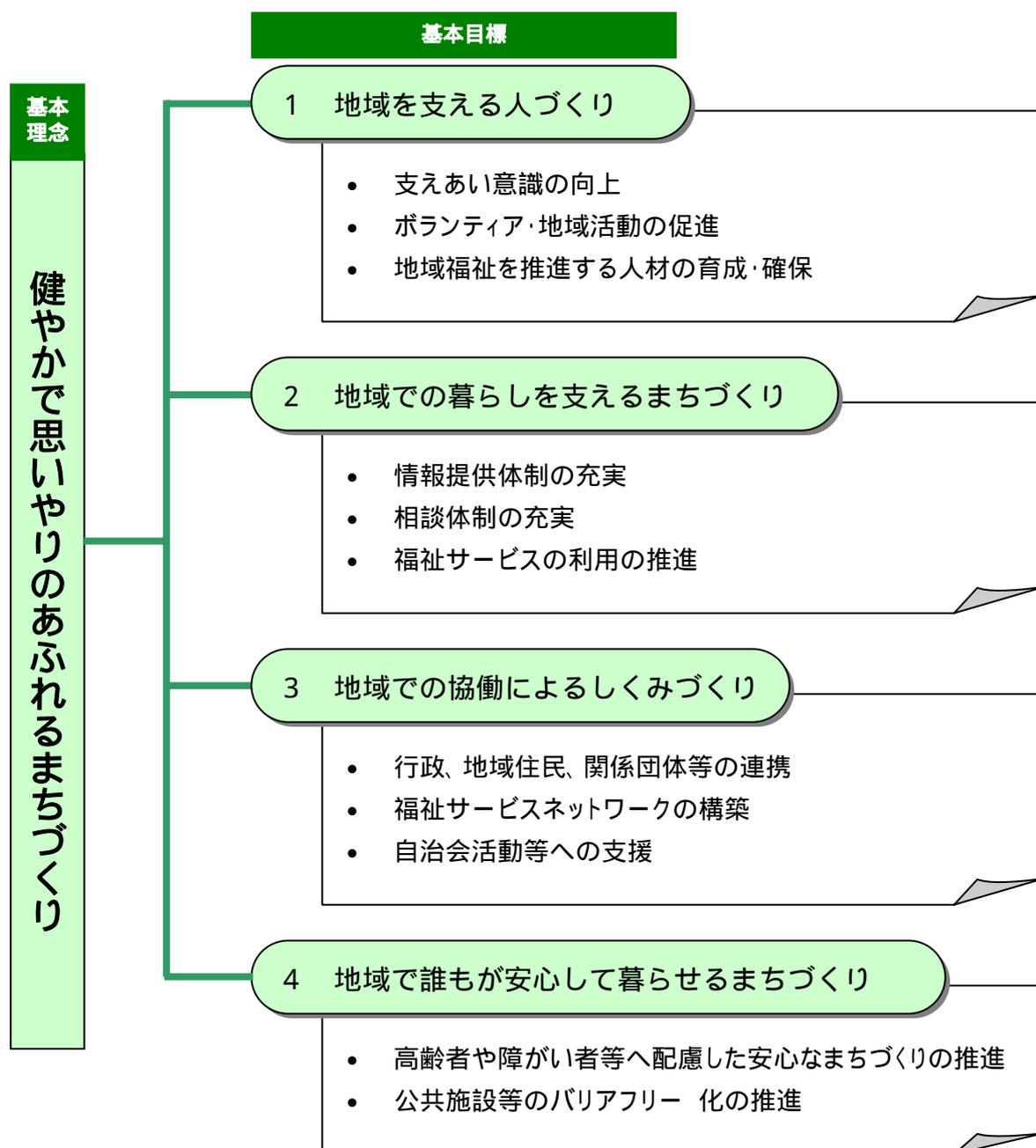
- 3 地域での協働によるしくみづくり
.....
市民一人ひとりがまちづくりに積極的に取り組みながら、地域で共に助け合い、支えあえる地域社会を目指します。

- 4 地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり
.....
全ての市民が安全・安心して暮らすことができるような環境づくりを目指します。

ネットワーク
個々の人のつながり。特に、情報の交換を行うグループ。

2. 施策の体系

本計画においては以下の通り各施策を体系化し、『健やかで思いやりのあふれるまちづくり』を目指し、施策の基本的方向性を示しています。



バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

第4章 地域福祉施策の展開

地域福祉の推進については

地域福祉の目的を実現するためには、実施体制や地域福祉推進の役割が重要となってきます。地域住民の全てが地域の課題や地域で生活する要援護者に関心を持ち、日常生活を通じて生活課題を見つけていく環境が必要です。その生活課題を解決するため、サービス等につなぐコーディネート*のできる人材が求められています。

また、多様な生活課題に対応できるサービス提供体制が必要であるとともに、可能な限り地域で完結できる体制が必要となってきています。

このようなことから、市民、ボランティア、NPO、活動団体、事業者等、行政が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって協働で地域福祉を推進していきます。

◆ 市民の役割 ◆

市民一人ひとりが地域福祉に対する認識や理解を深め、市民自身が福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。地域活動やボランティア活動など主体的に参加することが求められています。

◆ 事業者等の役割 ◆

福祉サービス等を提供する事業者等は、利用者の自立支援に努め、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開、他関係機関との連携も必要です。

また、地域における事業者としての責任を果たしながら、市民の多様なニーズに積極的に応えることや、地域住民への協力を主体的に取り組むことが期待されています。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。本計画を推進するためには、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、今後策定する「地域福祉活動計画」の推進、民間福祉団体の先導役として、各分野で大きな役割を担うことが期待されています。

◆ 市の役割 ◆

市は、地域福祉の目的を実現するため、地域の実態や市民ニーズを把握します。市民の自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携を支援するとともに、交流機会等の確保に努め、各施策を進めるため市民、事業者、ボランティア、NPO、団体、社会福祉協議会等と協働して総合的に推進します。

コーディネート
物事を調整し、まとめること。

地域福祉を推進するため、基本目標及び施策ごとに取り組みの方向性をそれぞれ示しています。

地域の取り組み

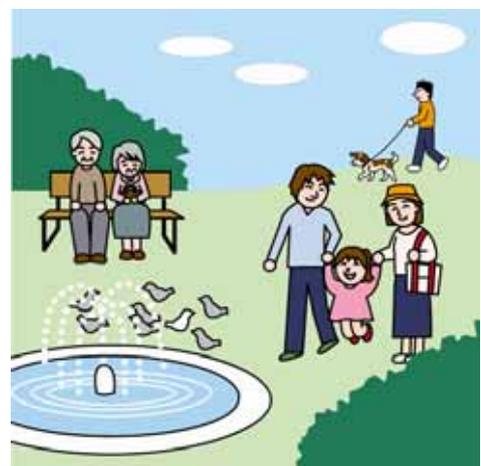
地域住民一人ひとりに求められる取り組みの方向性を示しています。

事業者等の取り組み

事業者等：サービス事業者、企業、社会福祉協議会、自治会、団体、ボランティア、NPOなどに求められる取り組みの方向性を示しています。

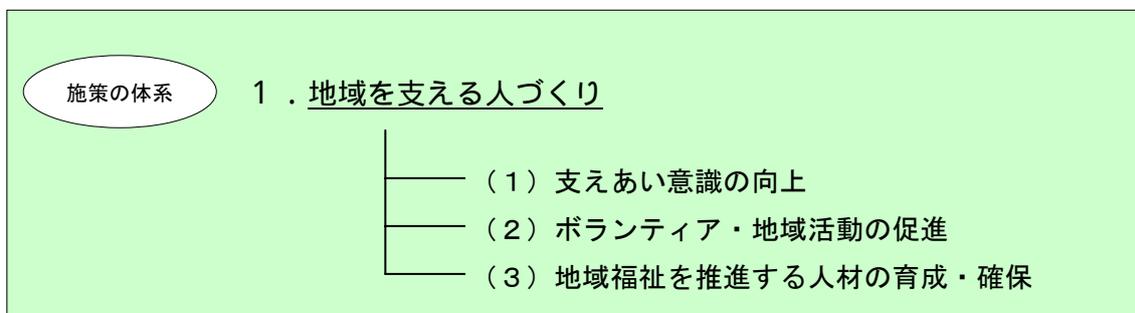
市の取り組み

行政施策の具体的な方向性に基づく主な施策を示しています。



基本目標

1. 地域を支える人づくり



《現状と課題》

少子・高齢化社会や核家族化がより進行している中、地域社会における連帯意識が希薄化しています。希薄化は市民の孤立や地域社会の機能の喪失も考えられます。

このような状況を踏まえ、地域における交流を重視し、市民相互の関心や理解を深めていくことで、地域コミュニティー※づくりを推進する必要があります。さらに、高齢者や障がい者支援、子育て支援、健康づくり、まちづくりなどボランティア活動も様々な分野で活動していますが、新たなボランティアの育成やボランティアと地域の組織活動等との連携をより強化していくことが求められています。

アンケート調査結果では、『困ったとき、同居の家族以外に近所で頼れる人はいますか。』の回答では「頼れる人がいない」が14.8%となっており、困りごとの解決も容易ではないようです。

地域活動については約7割の人が活動経験者となっています。

また、ボランティア活動についても半数以上の人が活動経験者となっています。

今後は、市民相互の助けあい・支えあい意識を育む広報や啓発活動を充実するとともに、学校や地域における福祉教育やボランティア体験の機会を促進します。

コミュニティー

居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。

▶▶自由意見（市民の声）

- ・地域の横のつながりが希薄となっているので、団塊世代等を巻き込み、それぞれの地域性を出し、つくっていってもらおう。
- ・市民同士が支えあえる基盤や仕組みづくり支援。
- ・地域のリーダーを養成して、その人がリーダーとなり地域の助けあい、支えあいを進める。そして、リーダーなくとも助けあい、支えあう地域づくりができれば良いと思います。
- ・わずかな時間でも利用して、誰もが参加しやすいボランティア活動ができる窓口を用意していただけると、やってみようかな、と思う人が増えてくるのではないかと。
- ・いきいきサロンの充実。子どもたちからも参加してもらって世代間交流。
- ・高齢化になった今でも元気な人がいますので、ボランティアの必要性等を訴えて良いことだと思います。
- ・高齢者施設入所者の生きがいや楽しみを増やすためのボランティア活動の支援。
- ・スポーツ、芸術を通して地域住民の交流をもってもらおう。（大会だけでなく、練習も行う。）
- ・行っている地域もあると思うが、地域ごとの話しあいをもう少し進んでやったほうが良いと思う。その場合、大人だけではなく、子どもからお年寄りまで参加してもらい、意見を出してもらおうのも良いかと思います。
- ・子どもからお年寄りまでいつでも自由に集まれる施設をつくったら良いと思う。
- ・お年寄りは積極的に外に出て、明るい気持ちを持つことが大事だと思います。そこで健康づくりや、生きがい、支えあいが身をもって生まれてくるものだと思います。集まりの場が大切だと思います。
- ・地域の人々が互いにふれあえる場をつくってほしい。

※アンケート調査結果の市への要望（自由意見）の一部を「第4章 地域福祉施策の展開」の《現状と課題》の部分に自由意見（市民の声）として記載しています。

(1) 支えあい意識の向上

① 市民意識の高揚と参加の促進

少子・高齢社会に対応していくためには、広く市民一人ひとりの相互理解を図っていく必要があります。そのため、特にこれからの社会を担う子どもたちに対する福祉教育だけでなく、生涯を通じての学習の機会を確保するとともに参加を促進します。

地域の取り組み

- ・ひとり暮らし高齢者等には声かけをしましょう。
- ・高齢者や障がい者等が主体的に地域活動に参加できるよう、地域の中で呼びかけ、理解を深めていきましょう。
- ・高齢者や障がい者等とコミュニケーション※を図る機会をつくりましょう。
- ・近隣とのつきあいを大切にし、助けあいを行うように心がけましょう。

市の取り組み

- ・広報での地域福祉活動の紹介
- ・地域との出前講座、情報交換
- ・高齢者ふれあいサロンの促進
- ・生涯学習・講座等による意識啓発・普及
- ・ホームページによる計画の周知や取り組み状況に関する情報提供

事業者等の取り組み

- ・社会的援護を必要とする人々の自立支援に協力しましょう。
- ・高齢者や障がい者等の雇用促進など、福祉のまちづくりに協力しましょう。
- ・ボランティア連絡協議会、NPO、活動団体との協力・連携を図りましょう。

コミュニケーション

人間が互いに意思・感情・思考を伝達しあうこと。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行うこと。

② 福祉教育の充実

世代間のふれあいなどの交流を図るとともに、高齢者や障がい者に関する理解の促進を進めるなど、一層の充実を図ります。

地域の取り組み

- ・子ども同士や、子どもと高齢者、障がい者等との交流活動に参加しましょう。
- ・生涯を通じた福祉への関心・理解を深め、自分のニーズにあった生涯学習・講座等にも積極的に参加しましょう。

事業者等の取り組み

- ・地域における心のバリアフリー教育を実践しましょう。
- ・地域の福祉教育力を高めるため、PTAなどと連携し、地域資源を活用した福祉教育を実施していきましょう。
- ・福祉施設の地域への開放や交流を通じて、ボランティアや体験学習の受け入れに協力しましょう。

市の取り組み

- ・ふれあい・交流を中心とした教育の実施
- ・心のバリアフリー教育の推進
- ・計画的な福祉教育の推進
- ・体験型福祉教育の推進
- ・教育委員会と福祉当局、社会福祉協議会との連携強化
- ・教職員への福祉教育プログラムの充実

③ 市民活動等における人材の育成

文化、福祉などまちづくりのあらゆる分野における市民ボランティア活動の活性化を促進するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティア団体、NPOなどへの支援を行います。

また、自主的な市民活動の参加を促すため活動拠点の整備を行うとともに、自主的なサークル活動への支援・ネットワーク化の促進を支援します。

地域の取り組み

- ・地域ボランティアに参加しましょう。
- ・人材育成のための研修等へ参加しましょう。

事業者等の取り組み

- ・地域ボランティアへの協力を行いましょう。

市の取り組み

- ・市民活動等における人材の育成
- ・民間福祉団体の育成・支援
- ・社会福祉協議会との連携



(2) ボランティア・地域活動の促進

① ボランティア等市民活動団体等への支援

ボランティアの調整や交流会、ボランティア相談を充実するとともに、既存のボランティア活動の活性化を図ります。また、新たなボランティア活動への参加を促進する講座や研修会を開催支援し、多様なニーズに対応できるボランティア等市民活動を支援します。

地域の取り組み

- ・ 市民交流を活発に行いましょう。
- ・ 地域行事などの会合の場づくりを進めましょう。
- ・ 老人クラブなどの活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 研修会や講座に参加しましょう。
- ・ ボランティア活動へ参加しましょう。
- ・ 地域行事や伝統文化等を継承しましょう。

事業者等の取り組み

- ・ 従業員の自発的なボランティア活動への参加が容易になるように、ボランティア休暇・休職制度の普及や取得しやすい環境づくりに努めましょう。

市の取り組み

- ・ 市民による自主的活動の実態把握と支援の推進
- ・ NPO等支援事業の充実
- ・ ボランティア団体への支援強化
- ・ ボランティアセンターの機能充実
- ・ 社会福祉協議会との連携強化

② 活動拠点の整備

身近な場所や公民館などで気軽に活動できるよう、拠点づくりを支援します。

地域の取り組み

- ・地域の活動や情報の集まる拠点づくりを進めましょう。
- ・世代を越えて集える場づくりを進めましょう。

事業者等の取り組み

- ・福祉施設が福祉教育実践の場として、また、地域との交流の場としてその機能を発揮させるため、引き続き施設の地域開放を進めましょう。

市の取り組み

- ・公共施設等の利用促進と施設整備
- ・各種活動情報の提供
- ・施設の地域開放の働きかけ
- ・空き店舗等の積極的な活用の促進

(3) 地域福祉を推進する人材の育成・確保

① 福祉サービスを担う人材の育成

主体的な地域福祉活動を促進するためには、リーダー的な担い手を育成する必要があります。そのため、民生委員・児童委員、ボランティアなど市民をはじめとして様々な分野の人材を対象とし、社会福祉協議会が行う研修会を支援して、その育成をします。

地域の取り組み

- ・地域リーダーづくりを進めましょう。
- ・自分にあった、自分にできる方法で地域の福祉活動に積極的に参加しましょう。

事業者等の取り組み

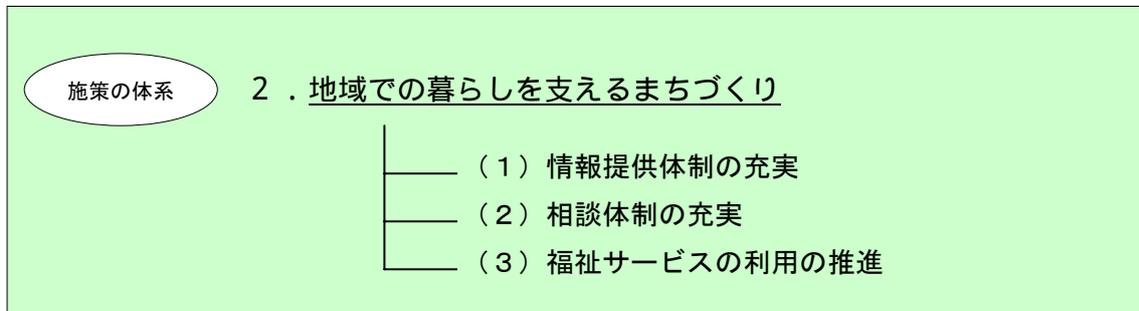
- ・人材の発掘、育成に取り組みましょう。
- ・イベントを行うリーダーの育成に努めましょう。
- ・地域リーダーを養成しましょう。
- ・地域福祉を推進する組織づくりを進めましょう。

市の取り組み

- ・地域福祉の担い手となるリーダーの養成講座の開催支援
- ・社会福祉協議会のボランティア研修会等への支援
- ・社会教育事業との連携
- ・民生委員・児童委員の研修会の充実
- ・民生委員・児童委員活動に関するPR促進

基本目標

2. 地域での暮らしを支えるまちづくり



《現状と課題》

高齢者や障がい者などが地域の中で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの選択や利用を支援する環境整備が必要となっています。また地域の生活課題を把握して課題を解決するためには、サービス等の支援策と結びつけるコーディネート体制が重要となっています。地域の困りごとなどの相談体制の充実が求められています。

アンケート調査結果では、『居住地区の民生委員・児童委員を知っていますか』の回答は「知らない」が31.3%となっています。また『悩みや不安の相談先』は「民生委員・児童委員」が14.5%となっており、最も身近な相談相手や情報提供など今後の充実が望まれます。

また、福祉サービスに関わる情報を様々な手段により総合的に提供し、利用者がサービスを適切に選択し、安心して利用することができるよう体制を整備することが必要となっています。

➤➤自由意見（市民の声）

- ・インターネットの情報 100%充実化。いつでもほしい情報を簡単に手にできる環境。
- ・市報、ホームページで情報提供をどんどんしてほしい。
- ・より多くの情報を提供し、福祉活動に携わる人材を育成し、身近なところでの相談窓口を充実すること。
- ・高齢化が進む中、気軽に相談できる窓口（地域に密着した支所の拡充）が必要。
- ・地域内での交流活動の輪を広げ、若者やIターン者等と交流できるような場をつくる。空き店舗や空き家を使ったらどうだろう。

(1) 情報提供体制の充実

① 最新情報の提供

行政が持つ各種の情報等について、広報誌をはじめとしてホームページやケーブルテレビ等の多様な媒体を活用し、市民への提供を進めていきます。また、関係機関との連携を図りながら情報を共有し、様々な意見・要望に的確に応えられる体制を整備していきます。

地域の取り組み

- ・ 活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を図りましょう。
- ・ 必要な知識や情報を得ることができる場を知りましょう。

事業者等の取り組み

- ・ 行政情報や緊急情報等の周知と情報収集等を行いましょ。
- ・ 地域住民の福祉や福祉施設に対する理解が深められるよう、福祉施設が発行している機関紙を充実し、地域における施設の役割、施設の活動内容などについて啓発しましょう。

市の取り組み

- ・ 広報誌や市ホームページによる最新の情報提供の充実
- ・ 高齢者や障がい者が得やすい方法の検討
- ・ 総合的な福祉情報の充実
- ・ 福祉サービス事業者等との連携強化、情報の共有化の促進
- ・ 市民向け情報提供の充実
- ・ 事業者等における相談機関との連携



② 必要な情報を得ることができる仕組みづくり

市民のニーズを的確に把握するため、懇談会など意見交換の場を充実するとともに、関係団体が相互に課題を共有化できるよう、民生委員・児童委員、保健師、社会福祉協議会などの関係機関、団体の連携強化を図ります。

地域の取り組み

- ・ 広報誌や回覧等の情報は必ず目を通しましょう。
- ・ 交流や意見交換の場をつくりましょう。

事業者等の取り組み

- ・ 情報がわかりやすく利用しやすい仕組みづくりを行いましょ。
- ・ 自治会などの情報提供の充実を図りましょ。
- ・ 有効な情報の伝達手段の方法を検討ましょ。

市の取り組み

- ・ 市民、事業者等と行政との情報交流の活性化
- ・ 積極的な情報公開や、市民への迅速な情報提供が図られるシステムの整備
- ・ ケーブルテレビを活用した情報提供の充実

(2) 相談体制の充実

① 身近な相談窓口の確保

民生委員・児童委員は、見守りや声かけなどのほか、地域の身近な相談員としての役割を担っています。市民がより気軽に相談でき、その内容に応じて必要なサービスにつなげていけるよう専門性の充実を図りながら適切な助言・援助を行うため、各地域に心配ごと相談所を設置しています。また、保健福祉センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、高齢者等福祉保健審議会等の連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。

必要に応じて市役所の職員が地域に出向く出前市役所を実施します。具体的には、地域在住の職員を活用し、地域における要望事項、地域振興項目等を市民とともに考え、必要に応じて担当職員が訪問する体制を取ります。

地域の取り組み

- ・問題解決に向けて相談しましょう。
- ・地域での抱える問題を専門機関につなげましょう。
- ・地域の民生委員・児童委員をよく知りましょう。

事業者等の取り組み

- ・地域にある身近な相談窓口として、地域と協力して相談業務に取り組みましょう。
- ・子育てに関する相談の場づくりを行いましょ
- う。
- ・様々な相談に対し、必要に応じ専門機関につなげましょう。

市の取り組み

- ・相談員のための研修会の充実
- ・各種の相談事業の充実
- ・包括的・継続的マネジメント*事業の充実
- ・高齢者地域支援体制整備・評価事業（心配ごと相談）の充実
- ・生活課題を受け止める相談窓口の充実
- ・地域における相談窓口の設置支援
- ・高齢者実態把握事業の充実
- ・要保護児童対策協議会の充実
- ・専門機関とのネットワークで相談への支援体制の強化
- ・子育てに関する相談の充実

② サービスへつなぐ仕組みづくり

地域の生活課題を把握するとともに、地域のサービス資源を活用しながら両者をつなげるコーディネートの拠点体制の整備を検討します。また、サービス事業者、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、関係団体等のコーディネートの体制のネットワーク化を推進します。

地域の取り組み

- ・生活課題などの情報を伝えましょう。
- ・サービス情報の収集に努めましょう。

事業者等の取り組み

- ・関係機関との連携を強化しましょう。
- ・自主的なネットワークづくりを進めましょう。
- ・団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。
- ・地元企業・事業所等との連携を図りましょう。

市の取り組み

- ・サービスや制度の周知と利用促進
- ・地域でのネットワークづくりの促進
- ・地域のコーディネート体制の構築
- ・関係機関のネットワークの構築
- ・マネジメント力を有する専門職員等の配置
- ・地域包括支援センター・地域自立支援協議会等との連携強化

マネジメント

経営などの管理をすること。

(3) 福祉サービスの利用の推進

① 利用しやすい福祉サービスの提供

高齢者や障がい者、子育てなど、各分野ごとに課題を把握、調整し、情報を共有することにより、多様なサービスの中から自身にあったサービスを適切に選択できる仕組みづくりを推進し、利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めます。

地域の取り組み

- ・必要なサービスを選択しましょう。
- ・福祉サービスを利用したいとき、どこでどのような相談が受けられるのか、事前に相談窓口を把握しておきましょう。
- ・市民一人ひとりが福祉の情報を自ら集め、関心や理解を深める努力をしましょう。

事業者等の取り組み

- ・福祉サービスの利用援助活動を積極的に取り組みましょう。
- ・積極的な情報開示を進めましょう。
- ・実態調査など市民ニーズを把握しましょう。
- ・自己評価を推進しましょう。
- ・サービス利用者の苦情解決の仕組みづくりを進めましょう。
- ・福祉施設は、施設の地域開放や施設として地域の祭りやイベントに参加するなど、地域福祉の観点から事業を展開しましょう。

市の取り組み

- ・市民のニーズ把握の実施
- ・在宅・施設サービスの充実
- ・総合的な相談体制の充実
- ・地域支援事業の充実
- ・包括的支援事業の充実
- ・地域包括支援センターの充実
- ・地域ケア体制の充実
- ・ファミリーサポートセンター運営支援
- ・子育てエンジョイカードの発行
- ・総合的な福祉情報の充実
- ・サービス事業者など関係機関の連携強化
- ・各種相談事業相談員の研修会等の支援
- ・苦情処理体制の整備
- ・生活圏域を基盤とした福祉サービスエリアの検討
- ・低所得者のサービス利用への負担軽減。

② 健康・生きがいつくりの推進

高齢者や障がい者等が誰もが持てる力を発揮して、地域活動やボランティア活動に参加し、また地域の担い手として活躍することができるよう生きがいつくりを推進します。

地域の取り組み

- ・高齢者や障がい者は地域活動へ積極的に参加しましょう。
- ・老人クラブや書道学級、高齢者お楽しみ講座などへ参加するなどし、地域の人と交わりましょう。
- ・健診やがん検診を積極的に受けましょう。
- ・地域の健康づくり事業等に参加しましょう。

事業者等の取り組み

- ・地域の健康づくり事業への協力を行いましょ
- ・高齢者を地域活動の担い手とする事業を推進していきましょう。
- ・地域資源の活用によるサロン活動や講座の開催など、市民が参加しやすい楽しい場づくりを進めましょう。

市の取り組み

- ・地域の健康づくりリーダーの養成と活用
- ・介護予防や健康教室の開催
- ・地域の健康づくり講座等の開催
- ・シルバー人材センターとの連携
- ・老人クラブ活動事業の充実
- ・シルバー人材センター運営事業の充実
- ・ハローワークや商工会との連携
- ・トライアル雇用事業等の周知

③ 権利擁護の推進

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者の財産管理や福祉サービス等の利用のため、成年後見制度[※]や日常生活自立支援事業[※]（旧地域福祉権利擁護事業）の定着を図ります。

地域の取り組み

- ・ 権利擁護制度等について情報を得ましょう。

事業者等の取り組み

- ・ 権利擁護事業のPRの促進に努めましょう。
- ・ 関係機関との連携に努めましょう。

市の取り組み

- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 日常生活自立支援事業の普及・啓発
- ・ 社会福祉協議会との連携
- ・ 地域包括支援センターとの連携

成年後見制度

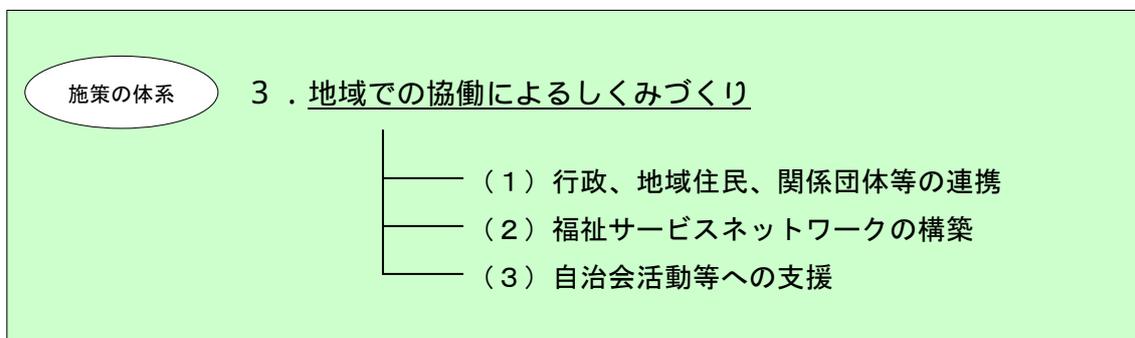
認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとした制度。

日常生活自立支援事業

判断することが不安な高齢者、障がい者、精神障がい者などが住み慣れた地域で自立して生活できるように日常的な金銭管理、介護サービスの紹介など日常生活を支援する事業。

基本目標

3. 地域での協働によるしくみづくり



《現状と課題》

福祉サービスに対するニーズが多様化・複雑化する中で、利用者にとって最も適切なサービス提供を受けられるには、保健・医療・福祉、教育など全ての生活に関連する分野との連携を図るとともに、情報の提供や相談体制などの情報の共有化が重要となってきています。また、多様な福祉ニーズに対応するため、市民やボランティア、NPOとの連携を促進し、高齢者等に対して地域住民が話し相手になったり、ゴミ出しなど新たな福祉サービス事業の展開が望まれます。

アンケート調査結果では、『市民参加による福祉活動の推進について必要か』は「そう思う」が6割以上の人が必要であると考えており、「自治会などを基盤とした地域の支えあいの仕組みづくりの充実」が最も多く重要だと感じているようです。

『地域社会の役割に期待すること』は「災害時の助けあい」が多く挙げられています。

➤➤自由意見（市民の声）

- ・民生委員・児童委員だけで全員は無理があると思うので、災害時などは小・中学校のように連絡網などがあると良いのでは？近所の人たちで協力しあえるのではないかと思います。
- ・地域自治会で行う行事は、皆で集まる場で交流、結束力を養う場でもあるので、協力、資金の援助等するべきだと思います。
- ・ひとり暮らしや老人世帯が増え、そして空き家が目立つようになってきた。共に支えあう地域づくりを進めるためにも、まず若者が佐渡に住み続けたいと思うような企業起こしに力を入れていただきたいです。

(1) 行政、地域住民、関係団体等の連携

① 保健・医療・福祉と生活関連分野の連携

保健・医療・福祉の各分野における、サービス事業者、関係機関、関係団体、ボランティア、NPO、市民相互の支えあいなど地域の多様な社会資源が互いに連携し、総合的に支援できるよう推進します。

地域の取り組み

- ・地域の組織に対して関心と理解を深めましょう。
- ・地域には多様な市民活動がありますが、相互の連携や地域間の交流ができるような活動をしましょう。
- ・事業者などと交流や意見交換を行いましょう。

事業者等の取り組み

- ・講習会等へ参加しましょう。
- ・地域福祉推進への理解と積極的な参加を行いましょう。
- ・専門機関との情報ネットワークづくりを進めましょう。

市の取り組み

- ・各種サービス事業者間の情報交換
- ・各種サービス事業者や関係機関等の連携強化
- ・市民参加で支えあう仕組みづくり
- ・社会福祉協議会との連携
- ・ケアマネジメント*体制の充実
- ・市民参加における事業評価（高齢者等福祉保健審議会）
- ・地域福祉の協働の普及・啓発
- ・保健・医療・福祉等の連携強化
- ・福祉団体等と地域住民の連携支援
- ・地域住民と教育機関の連携支援

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

(2) 福祉サービスネットワークの構築

① 地域資源の活用促進

公民館や小・中学校、福祉施設等における地域開放事業を促進するとともに、施設利用者との交流を進めながら、支援活動への取り組みにつなげていきます。

地域の取り組み

- ・地域の公民館などを活用して福祉活動を進めましょう。

事業者等の取り組み

- ・公民館等を利用して健康教室等を開催しましょう。
- ・公民館等を利用してボランティア活動の拠点としましょう。

市の取り組み

- ・ニーズ調査の実施、把握
- ・身近な活動拠点の整備
- ・福祉施設等の地域開放の促進
- ・公民館活動や自治会活動の支援
- ・老朽化施設の整備
- ・施設PR活動の充実

② 地域の事業者等の福祉ネットワークづくり

各地域における地域福祉推進組織の継続的な活動を支援するとともに、市民やサービス事業者の参画と主体的な活動が行えるよう、情報交換の場の提供に努め、地域福祉推進のネットワーク化を推進します。

地域の取り組み

- ・高齢者や障がい者、子どもに対する地域の見守り体制づくりを進めましょう。

事業者等の取り組み

- ・児童虐待防止、高齢者虐待防止などの各種のネットワークに積極的に参加しましょう。
- ・地域福祉ネットワークづくりに協力しましょう。

市の取り組み

- ・各種事業者間の情報提供
- ・活動内容の情報提供
- ・情報交換の機会づくり

③ 多様なサービスの参入促進

利用者のニーズに的確に応えられる福祉サービスを提供するためには、市民や事業者による新たな地域福祉事業を促進し、地域福祉への参加を促します。

また、介護保険制度のもと、地域において不足するサービスの確保のため、多種多様な事業者が居宅サービスに参入できるよう、多様な事業主体の参入を促進します。

地域の取り組み

- ・必要なサービス情報を伝えあいましょう。

市の取り組み

- ・事業者と利用者のコーディネート体制の充実
- ・事業者等の設立相談への支援
- ・サービス提供事例の紹介

事業者等の取り組み

- ・市民ニーズを把握しましょう。
- ・事業者間のネットワークづくりを進めましょう。

(3) 自治会活動等への支援

① 地域住民の集える場づくり

公共施設や公民館等を活用しながら高齢者や障がい者支援、子育て支援といった地域福祉の活動拠点として、その活用を支援していきます。また、地域におけるコミュニティー施設の維持管理や整備の支援により地域コミュニティーの活性化を図ります。

地域の取り組み

- ・いつでも集える場づくりを進めましょう。

市の取り組み

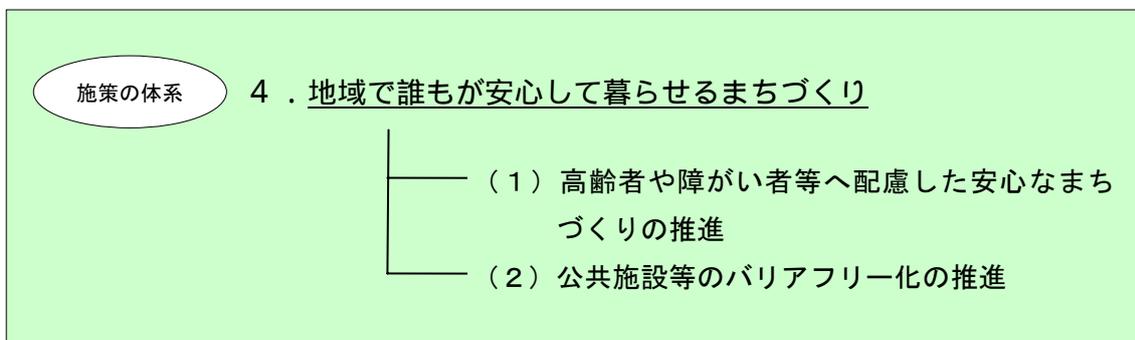
- ・福祉拠点として整備
- ・子育て支援拠点施設の整備
- ・公民館や公共施設の情報提供

事業者等の取り組み

- ・中心市街地の空き店舗などを活用して子どもと親の居場所づくりなどの取り組みを進めましょう。

基本目標

4. 地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり



《現状と課題》

高齢者や障がい者等、誰もが住み慣れた家庭や地域社会で暮らすことができるような環境整備が必要です。

そのため、高齢者や障がい者等、全ての人が利用する公共施設においてはバリアフリー化を推進していきます。

また、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して移動できる環境整備が必要となっています。

災害時における高齢者や障がい者など災害時要援護者の支援が求められています。また、犯罪の抑止には地域の様々なつながりが期待されており、地域における自主的な活動の広がりが必要となっています。

➤➤ 自由意見（市民の声）

- ・災害時、市民同士の支援体制の充実。
- ・災害予知装置（地震発生10秒前（P波））の設置。（各集落に1ヵ所）
- ・佐渡汽船への支援。
- ・これからますます高齢者がふえるので一日一回、ひとり暮らしの人たちの所へは見に行っておいてほしいです。
- ・老人用施設をもっと多くつくるよう、お願い致します。
- ・子どもや年寄りのために歩道の整備をしてほしい。
- ・お年寄りの人の病院への通院に無料バスを出すなどする。
- ・小学校も送迎バスがあると良い。

(1) 高齢者や障がい者等へ配慮した安心なまちづくりの推進

① 災害時等における支援体制の充実

災害時やそのおそれがある場合に、家族などの支援が困難で何らかの助けを必要とする高齢者や障がい者などが地域の中で支援が受けられ、安心、安全に避難ができるよう、災害時要援護者台帳を更新し災害時助けあいマップを作成します。

<災害時要援護者の対象者>

災害時に地域での支援を希望する方で、住所、氏名、対象事由など支援に必要な個人情報を援助者や組織等に提供すること、及び災害時要援護者台帳への登録と助けあいマップ登載に同意した在宅の方です。(同意の意思表示ができない方は、その方の扶養義務者等の同意とします)

- ① 介護保険における要援護認定者のうち、要介護度3以上の方
- ② 75歳以上でひとり暮らしの高齢の方
- ③ 75歳以上のみの高齢世帯の方
- ④ 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1、2級の方
- ⑤ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の方
- ⑦ その他、災害時等に支援が必要と認められる方

<助け合いマップの作成>

災害時要援護者台帳に登録し、助けあいマップへの登載を希望し同意された方について、行政区単位に要援護者の自宅を対象事由別に色分けしたマップを作成します。

地域の取り組み

- ・障がい者自らの存在について、自主防災組織へ知らせるよう障がい者団体の理解を深めましょう。
- ・当事者を理解し、支援していく活動を進め、地域で活動する諸団体とともに、当事者の社会参加の障壁になっているものを取り除いていきましょう。
- ・日頃から隣近所の高齢者など要援護者を把握することに努めましょう。

事業者等の取り組み

- ・市内の福祉施設は、災害時等には援護を必要とする人々を積極的に受け入れましょう。
- ・災害時のひとり暮らし高齢者や障がい者等の救助体制づくりを進めましょう。

市の取り組み

- ・避難場所の整備
- ・自主防災組織等の充実強化
- ・佐渡市災害ハザードマップ*の作成や、総合防災訓練、防災行政無線施設整備
- ・災害時要援護者台帳の更新
- ・災害時助け合いマップの作成
- ・地域での情報提供活動の強化
- ・災害ボランティア等との連携・支援



ハザードマップ

災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

② 安全・防犯体制の充実

交通安全意識と交通マナーの向上に努め、地域の安全にも貢献できる社会人を育成するため、幼児から成人に至るまでの段階的な交通安全教育及び高齢者に対する適切な交通安全教育を、県、市、警察、学校、関係団体、家族と連携を図るとともに、指導者の養成・確保、学習教材等の充実、参加・体験・実践型の教育を推進します。

犯罪のない明るいまちづくりを目指し、防犯に関する情報を市民に提供するとともに、地域の安全は自ら守るという防犯意識の高揚を図ります。また、防犯灯の設置など犯罪防止に配慮した社会環境を整備するとともに、市民の自主的な防犯活動を育成・支援します。

地域の取り組み

- ・ 犯罪のない明るい社会に向け、防犯活動を強化しましょう。
- ・ 地域における情報連絡網づくりを整備しましょう。

事業者等の取り組み

- ・ 防犯・防災に対する啓発を進めましょう。

市の取り組み

- ・ 交通安全・防犯意識の高揚
- ・ 地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業
- ・ 情報連絡体制の整備
- ・ 民間団体との連携強化
- ・ 指揮指導体制の確立

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

① だれもが暮らしやすい生活環境づくり

高齢者や障がい者を取り巻く生活環境の整備については、まちづくりの一環として公共事業をはじめ、道路、移動手段となる交通機関の整備やバリアフリー化の推進など、バリア（障壁）のない福祉住環境の整備を計画的に図っていきます。

また、ノーマライゼーション*の意識啓発を行うとともに、地域福祉活動の中心組織である市社会福祉協議会への支援と連携の強化を図ります。

地域の取り組み

- ・道路や施設などを点検し情報を伝えましょう。

事業者等の取り組み

- ・「バリアフリー情報マップ」等を作成しましょう。
- ・企業等は事務所、店舗等のバリアフリー化を進めましょう。

市の取り組み

- ・コミュニティ施設のバリアフリー化
- ・心のバリアフリーの推進
- ・公園の整備充実
- ・道路・歩道のバリアフリー化
- ・住宅改修支援事業の周知と利用促進
- ・庁内の連携・調整
- ・公団との連携
- ・企業との連携
- ・障がいについての啓蒙・普及

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、弱者がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動のこと。

② 高齢者や障がい者等の移動手段の充実

高齢者や障がい者等が地域における福祉サービス等の利用にかかる交通手段など、地域の実情にあった交通体系となるよう検討するとともに、安心して快適な生活が送れるよう移動手段の整備を推進します。

地域の取り組み

- ・移動について家族の協力を得て実行しましょう。

事業者等の取り組み

- ・民間移送サービスを開発しましょう。
- ・移動手段に関わる事業者などの社会福祉に対する貢献を期待します。

市の取り組み

- ・地域にあった交通体系の推進
- ・高齢者や障がい者等の外出支援サービス事業の充実
- ・外出支援・移動手段の整備
- ・市内の連携・調整
- ・県や関係機関との調整

